低コスト林業基盤整備サポート事業実施基準

（趣旨）

第１条　低コスト林業基盤整備サポート事業（以下「サポート事業」という。）の実施については、低コスト林業基盤整備サポート事業補助金交付要綱（平成25年制定。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、この実施基準に定めるものとする。

（実施上の留意事項）

第２条　事業主体は、使用する林内作業車等の通行、作業の安全性・効率性及び林地の保全等の環境保全に十分配慮するものとする。

２　事業主体は、事業地が保安林、その他法令による制限林である場合は、所要の手続をとるものとする。

３　サポート事業で実施する作業道の規格構造は、和歌山県森林作業道作設指針（平成２３年制定）に沿ったものとする。ただし、地形の状況等により、和歌山県森林作業道作設指針によりがたい規格構造を事業主体が計画する場合は、要綱第４条の規定により提出のあった事業計画書に記載された内容が安全かつ効率的に実施されるよう、振興局農林水産振興部長は、必要に応じ、当該事業主体に対する指導を行うものとする。

４　事業主体が複数の計画でサポート事業を実施する場合は、複数の計画の平均搬出間伐等材積が４００㎥以上であるものとする。ただし、森林経営計画及び集約化実施計画との複数の計画は、設定しないものとする。

（事業費及び補助金額の積算）

第３条　サポート事業で実施する作業道整備の事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

(1)　作業道を計画する場合、地形的、地質的に低コストで開設できる線形を決定すること。

(2)　計画に係る事業費は、森林基本図（１／５，０００）に決定した路線の計画線を記入し、キルビメーター等で測定した計画延長（メートル単位整数止め）に標準単価等を乗じて算出すること。

(3)　計画に係る補助金額は、前号で計画した線形の延長に補助金の交付単価を乗じて算出し、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(4)　完了時における事業費及び補助金は、次により積算するものとする。

ア　事業費は、次に掲げる経費とすること。

- 事業費
  - 直接費
    - 資材費
    - 労務費
    - 機械経費
  - 間接費
    - 共通仮設費
      - 運搬費
      - 準備費
      - 安全費
      - 役務費
      - 営繕費
      - 測量設計費
    - 現場監督費
    - 社会保険料等

イ　事業費の経費の内容は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成２３年３月３１日付け２２林整整第８５７号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「標準単価の設定等」という。）に準ずるものとすること。

ウ　事業費の経費は、作業道の作設に必要となった実行経費による積み上げで積算すること。ただし、間接費に係る実行経費の積み上げが困難な場合は、標準単価の設定等に定める率で積算することができるものとする。

エ　作設した作業道については延長を現地において実測し、メートル単位整数止めで決定すること。

オ　補助金額は、実測した延長に補助金の交付単価を乗じた額とし、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　サポート事業で実施する山土場整備の事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

(1) 山土場の設置を計画する場合、森林経営計画や集約化実施計画に基づいて実施する素材生産作業の効率化や、流通経費の縮減等の効果が期待できる場所で整備を行うこと。

(2)　計画に係る事業費は、見積額等により算出すること。

(3)　計画に係る補助金額は、要綱別表に示す補助額を上限とする。ただし、前項で算出した事業費の額が補助金額に満たないときは、当該事業費額を補助金額とする。

(4)　完了時における事業費及び補助金は、次により積算するものとする。

ア　事業費は、次に掲げる経費とすること。

- 事業費
  - 直接費
    - 資材費
    - 労務費
    - 機械経費
  - 間接費
    - 共通仮設費
      - 運搬費
      - 準備費
      - 安全費
      - 役務費
      - 営繕費
      - 測量設計費
    - 現場監督費
    - 社会保険料等

イ　事業費の経費の内容は、標準単価の設定等に準ずるものとすること。

ウ　事業費の経費は、山土場の整備に必要となった実行経費による積み上げで積算すること。ただし、間接費に係る実行経費の積み上げが困難な場合は、標準単価の設定等に定める率で積算することができるものとする。

エ　整備した山土場については整備面積を現地において実測し、平米単位整数止めで決定すること。

オ　補助金額は、要綱別表に示す補助金額を上限とする。ただし、実行経費の額が補助金額に満たないときは、当該実事業費額から、１，０００円未満の端数を切り捨てた額を補助金額とする。

３　サポート事業で実施する高性能林業機械等レンタルの事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

(1)　高性能林業機械等レンタルを計画する場合、森林経営計画、集約化実施計画に基づいて搬出間伐等を実施するために使用する高性能林業機械等をレンタルすること。

(2)　高性能林業機械等は、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、グラップル（ウインチ付き）及びチッパー（移動式）とする。

(3)　計画に係る事業費は、高性能林業機械等レンタルの見積額及び搬出間伐等の計画地に供用される予定日数より算出すること。ただし、回送費及び消費税相当額は、事業費から除くこととし、供用される予定日数は、レンタル機械を搬出間伐等の計画地に回送する日から次の計画地等へ回送する日の前日までの予定日数とすること。

(4)　計画に係る補助金額は、前号で算出した事業費に補助率３０パーセントを乗じて算出し、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(5)　完了時における事業費及び補助金は、次により積算するものとする。

ア　レンタル費の領収書若しくは請求書及び機械使用簿等で確認できる搬出間伐等の実施箇所に供用された日数により算出すること。ただし、回送費及び消費税相当額は、事業費から除くこととし、供用された日数は、レンタル機械を搬出間伐等の実施箇所に回送した日から次の実施箇所等へ回送した日の前日までの日数とすること

イ　補助金額は、アで算出した事業費に補助率３０パーセントを乗じた額とし、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

４　サポート事業で実施する路網設計支援ソフト導入の事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

(1)　導入する路網設計支援ソフト及びデータ整備については、航空レーザー計測データを活用し、効率的な路網設計を支援するものであること。

(2) 計画に係る事業費は、路網設計支援ソフト及びデータ整備の見積額より算出すること。ただし、消費税相当額は、事業費から除くこととする。

(3) 計画に係る補助金額は定額とし、上限は一式当たり７０万円とする。１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（検査）

第４条　事業主体は、サポート事業が完了したときは、速やかに検査願（別記第１号様式）に別表１に掲げる書類等を添付のうえ、事業施行地の振興局農林水産振興部長に提出するものとする。

２　振興局農林水産振興部長は、検査願を受理したときは速やかに検査を実施し、当該検査の結果を事業主体に通知するとともに、検査復命書（別記第２号様式）に検査調書（別記第３号様式）を添えて知事に提出するものとする。

３　検査を行う者は、振興局の職員で農林水産振興部長が命じた者とする。

４　検査は、要綱及びこの実施基準に規定する書類等の内容が適正であるかを確認する書類検査及び現地検査で行うものとする。

５　検査の結果、当該施工が要綱及びこの実施基準の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格である旨を申請者に通知するものとする。

６　前項で不合格又は一部不合格と判断された施工地において、当該年度内に手直しを行ったものについては、再検査するものとする。

（中間検査）

第５条　事業主体は、中距離集材作業道及び簡易作業道の整備について、合理的な理由がある場合は、現地検査のみを先行、または分割して要求することができる。

なお、要求にあたっては、中間検査願（別記第４号様式）に次に掲げる書類等を添付のうえ、事業施行地の振興局農林水産振興部長に提出するものとする。

(1)　計画位置図（１／５０，０００）

(2)　線形、計画事項を記入した森林基本図（１／５，０００）

(3)　写真（事業着手前、完了後及び施工途中）

（整備すべき書類）

第６条　事業主体は、サポート事業に係る書類等の整備に関し次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1)　直営施工の場合

ア　撮影した施工写真を整理し、事業の遂行状況を明らかにすること。

イ　作業日誌、出勤簿、資材受払簿、資材納品伝票、各種領収証及び販売伝票を整備すること。

ウ　書類等を、事業完了の翌年度から５年間保存すること。

(2)　請負施工の場合

ア　請負契約に関する書類を整備すること。

イ　請負業者に工事関係書類の提出を求め、整備すること。

ウ　書類等を、事業完了の翌年度から５年間保存すること。

（施設等の維持管理等）

第７条　補助事業により整備した施設の維持管理は、当該事業主体及び当該施設の存する土地の森林所有者が次に掲げる事項を遵守して行うものとする。

(1)　施設の維持管理、通行及び作業の安全に十分留意すること。

(2)　必要に応じて標識等を設置するなど適切な措置をとること。

２　事業主体は、施設台帳（別記第５号様式）を整備し、施設の状況を明らかにするとともに、県にその写し及び完成状況写真を提出するものとする。

附　則

この基準は、平成２５年４月１２日から施行する。

附　則

この基準は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和元年７月１日から施行し、令和元年度（平成３１年度）の補助金から適用する。

附　則

この基準は、令和２年５月１日から施行し、令和２年度の補助金から適用する。

附　則

この基準は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。

別表１（第４条関係）

検査願に添付する書類	事　業　区　分				
	中距離集材作業道の整備	簡易作業道の整備	山土場の整備	高性能林業機械等のレンタル	路網設計支援ソフトの導入・データ整備
計画位置図（1/50,000）	○	○	○	○	
森林基本図（1/5,000）	○	○	○	○	
森林作業道の測量図面	○	○			
山土場の測量図面			○		
写真	○	○	○	○	○
レンタル機械使用日報写し				○	
レンタル機械のレンタル費の領収書若しくは請求書写し				○	
路網設計支援ソフトの領収書若しくは請求書の写し					○

注１　1/5,000森林基本図には、作業道の線形、山土場の整備区域、間伐等の実施区域を記載すること。

注２　山土場の測量図面について、既設地を拡張する場合は、既設区域と拡張した区域それぞれの面積が分かるようにすること。

注３　写真は、事業着手前、完了後および施工途中（レンタル機械の作業状況も含む。）のものを提出すること。また、路網設計支援ソフト及びデータ整備については、パソコンにインストールの上、操作状況写真を提出すること。

別記第１号様式（第４条関係）

令和　　年度低コスト林業基盤整備サポート事業検査願

番　　号
年　月　日

和歌山県知事　様

事業主体　住所
氏名

令和　　年度において実施している低コスト林業基盤整備サポート事業において、下記のとおり検査を実施願います。

記

施行箇所	事業主体	事業量	事業費（円）	着　工 年月日	完　了 年月日	検査希望 年　月　日	備　考

（注）１　事業量欄には、作業道名、幅員及び延長、レンタル機械名及びレンタル期間（日数）並びに路網設計支援ソフト導入内容を記入すること。
２　備考欄には、工作物、路盤工等があれば記入すること。

別記第２号様式（第４条関係）

令和　　年度低コスト林業基盤整備サポート事業検査復命書

番
号
年　月　日

和歌山県知事　様

振興局農林水産振興部長
（ 公 印 省 略 ）

低コスト林業基盤整備サポート事業実施基準第４条第２項の規定に基づき、令和　　年度低コスト林業基盤整備サポート事業の検査を実施しましたので、別添のとおり検査調書を添えて復命します。

別記第３号様式（第４条関係）

令和　　年度低コスト林業基盤整備サポート事業検査調書

市　町　村　名		事　業　主　体		団　地　名	
工事施工箇所		検査年月日	年　　月　　日	検査者　　職氏名 立会者　　職氏名	印 印
計　画　内　容	作業道名：　　幅員：　　m、延長：　　m 作業道名：　　幅員：　　m、延長：　　m 山土場　：　　整備面積：　　m2、総面積：　　m2 山土場　：　　整備面積：　　m2、総面積：　　m2 レンタル機械名：　　レンタル日数：　　日 レンタル機械名：　　レンタル日数：　　日 レンタル機械名：　　レンタル日数：　　日 路網設計支援ソフト名： データ整備箇所（市町村名）：			計画事業費 円	補助金額　　円
出来高（完了）内容	作業道名：　　幅員：　　m、延長：　　m 作業道名：　　幅員：　　m、延長：　　m 山土場　：　　整備面積：　　m2、総面積：　　m2 山土場　：　　整備面積：　　m2、総面積：　　m2 レンタル機械名：　　レンタル日数：　　日 レンタル機械名：　　レンタル日数：　　日 レンタル機械名：　　レンタル日数：　　日 路網設計支援ソフト名： データ整備箇所（市町村名）：			出来高事業費 円	

区　　分	判　　定		検査所見	
車両通行の安全確保状況	良	否		
切土処理状況	良	否		
切土法面安定状況	良	否		
盛土安定状況	良	否		
盛土法面安定状況	良	否		
残土処理安定状況	良	否		
工作物等の状況	良	否		
書類整備	良	否	認定事項	完成と認める

（注）検査所見の欄に搬出間伐等面積、搬出材積及び補助金額算出の根拠等を記載すること。

別記第４号様式（第５条関係）

令和　　年度低コスト林業基盤整備サポート事業中間検査願

番　　号
年　月　日

和歌山県知事　様

事業主体　住所
氏名

令和　　年度において実施している低コスト林業基盤整備サポート事業において、下記のとおり中間検査を実施願います。

記

１．施　行　箇　所

２．中 間 検 査 要 求 理 由

３．中間検査希望年月日

４．関　係　書　類
⑴ 計画位置図（１／５０，０００）
⑵ 線形、計画事項を記入した森林基本図（１／５，０００）
⑶ 写真（事業着手前、完了後及び施工途中）

別記第５号様式（第７条関係）

低コスト林業基盤整備サポート事業施設台帳

施設名		台帳搭載年月日		台帳管理者名		受益戸数	
位置	起点	郡　　町　　大字　　字　　番地 市　　村					
	終点	郡　　町　　大字　　字　　番地 市　　村					

施設状況						利用区域内の森林資源状況			
年度	開設延長 m	木製構造物等名称 m,m2	幅員 m	事業費 千円	施行主体	面積（ha）			
						人工林	天然林	その他	計
	m								

施業内容	施業の実績（ha）：（内搬出利用材積(m3)）					接続道路の状況（m）					
	年	年	年	年	年	区分	路線名	幅員	延長	道路の種類	管理者名
主伐						起点側					
間伐											
造林											
除伐											
枝打											
下刈						交通災害保険加入状況					
計						保険種類		加入年月日			

摘要	

（注）１　摘要欄は、工作物及び路盤工等の設置状況について記載すること。

２　道路の線形、利用区域及び施業予定区域を記入した森林基本図(1/5,000)を添付すること。